

公益財団法人日本高等教育評価機構認証評価に従事する評価者の守秘義務に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本高等教育評価機構（以下、「本機構」という。）の行う認証評価において、評価者の守秘義務に関する事項を定めることを目的とする。

(評価者)

第2条 本規程において、「評価者」とは、以下の各号に該当する者をいう。

- (1) 認証評価に従事するすべての評価員
- (2) 判定委員会の委員
- (3) 意見申立て審査会の委員
- (4) その他必要に応じ設置された委員会の評価の判定に直接かかわる委員

(当該大学)

第3条 この規程において、「当該大学」とは、評価を申請した大学及び短期大学をいう。

(情報の使用の範囲)

第4条 評価者が評価活動を通じて収集した情報は、認証評価以外の目的に使用してはならない。

(守秘義務)

第5条 評価者は、以下の各号に掲げる事項についていかなる情報も他へ漏らしてはならない。

- (1) 当該大学の評価者であるということ
- (2) 当該大学の調査に関する情報
- (3) 当該大学の関係者の個人情報
- (4) 当該大学の調査実施にあたり、他の評価者の個人情報
- (5) その他理事会で必要とされる事項

2 この守秘義務は、評価活動終了後も継続するものとする。

(情報の管理)

第6条 評価者は、調査の過程で知り得た当該大学から提出された資料及び情報（関係者の個人情報を含む）、調査に関わる他の評価者の個人情報を、厳重に管理すること。

2 第5条第1項に定めた資料等は、当該大学の調査の終了後、本機構事務局に返却すること。

3 評価者は、調査の過程で記録した会議録及び他の評価者や本機構職員との間に発生した書簡（電子メール等を含む）を当該大学の調査の終了後、破棄すること。

4 本機構は、当該大学が提出した諸資料について、次回以降の大学評価のために一部保存するほかは、外部に漏えいすることのないよう、適切な方法で処分するものとする。

(雑則)

第7条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月26日理事会議決)